

委託業務契約について、次のとおり公募型プロポーザルの参加者を募集しますので公告します。

令和6年4月9日

大和平野中央田園都市構想推進協議会  
会長 山下 真

## 1 委託業務の概要

- (1) 業務名                   メタバース空間を用いた不登校児童等の学習・交流支援業務
- (2) 業務内容               メタバース空間を用いた不登校児童等の学習・交流支援業務委託公募型プロポーザル募集要領（以下「募集要領」という。）2（3）に示す委託内容のとおり
- (3) 委託上限額           14,983千円（消費税及び地方消費税込み）
- (4) 履行期限             令和7年3月28日（金）

## 2 参加資格要件等

- (1) 次に掲げる要件の全てを満たしていること。
  - ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - ②公告日から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
  - ③会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。（更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）
  - ④平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申し立てをしていない者であること。
  - ⑤平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。（再生計画の認可の決定を受けた者を除く。）
  - ⑥物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による奈良県競争入札参加資格者名簿において、営業種目「Q2 電算業務」、「Q5 広告・イベント業務」又は「Q7 諸サービス」に登録がある者であること。（ただし、企画提案書提出時点において登録が認められていれば可とする。）
  - ⑦過去5年間（平成31年4月1日から令和6年3月31日まで）において、国又は地方公共団体（国又は地方公共団体が設立する独立行政法人も含む。）を相手方として本業務と同種業務（本業務の一部と同種の業務を含む）を受託し、誠実に履行した者、もしくはこれと同等の業務を誠実に履行できると認められる者であること。
- (2) 共同提案  
複数の事業者がグループを構成して応募する場合は、当該グループの代表となる事業者及びグループの全ての構成員が（1）の要件を満たすこと。  
※応募後、グループの代表となる事業者及び構成員の変更は、原則として認めない。

## 3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「2 参加資格要件等」に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の企画提案書等を提出したとき。

- (3) 提出のあった企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 企画提案書等提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) 委託上限額を超える見積書が提出されたとき。
- (7) その他不正な行為があったとき。

#### 4 手続き等

##### (1) 担当部局

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町 30 番地  
大和平野中央田園都市構想推進協議会事務局  
(奈良県 地域創造部 大和平野中央構想・スタートアップ推進課 企画係内)  
電話番号：0742-27-8946 (直通)

##### (2) 募集要領及び仕様書の配布

公募開始日から令和6年4月23日(火)午後5時までの間に、(1)の担当部局又は奈良県地域創造部大和平野中央構想・スタートアップ推進課ホームページから入手するものとする。

担当部局から入手の場合は上記期間のうち土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間は除く。)とする。

##### (3) 質問の受け付け

(2)により配布する募集要領に示すところによる。

##### (4) 参加申込書、企画提案書等の提出

(2)により配布する募集要領に示すところによる。

#### 5 受託者の選定

- 4 (2)により配布する募集要領に示すところによる。

#### 6 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- (1) 奈良県公契約条例(平成26年奈良県条例第11号)の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- (2) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ① 最低賃金法(昭和34年法律第137号)第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額(同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。)以上の賃金(労働基準法(昭和22年法律第49号)第11条に規定する賃金をいう。)の支払を行うこと。
  - ② 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による被保険者(同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ③ 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による被保険者(同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ④ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
  - ⑤ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第4条の2第1項の規定の届出を行うこと。
- (3) 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

## 7 その他

- (1) この公募型プロポーザルへの参加にかかる費用は、事業者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 詳細については、4 (2) により配布する募集要領に示すところによる。